

錦中連絡メール（R2.5.1）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休業の再延長について（お知らせ）【錦中学校】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言が、5月6日（水）に期限を迎えることとなりますが、終息の兆しが見えない中、4月27日（月）に蒲島郁夫熊本県知事並びに熊本県教育委員会により、5月31日（日）までの臨時休業の再延長の要請がなされました。

このことを受け、錦町教育委員会の通達により、本校におきましても令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの期間、臨時休業を再延長しますのでお知らせします。

なお、生徒の心身の健康維持や学習支援のために必要な登校日を下記のとおりを設定しますので、ご確認いただくとともに、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、登校に不安のあるご家庭や生徒につきましては、学校にご連絡・ご相談くださいますようお願い申し上げます。

- 1 臨時休業の延長期間 令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

- 2 臨時休業中の登校日 ①令和2年5月7日（木）
※学習用タブレットPCの持ち帰り指導のため
②令和2年5月15日（金）
③令和2年5月26日（火）

- 3 登校日の登校時間 5月1日（金）の登校日に文書と連絡メールにてお知らせします。

- 4 その他
 - (1) 家庭学習については、学習プリントを配付するとともに、家庭においてタブレットPCで学習できるよう準備いたしました。ご家庭でご確認いただき、家庭学習に活用してください。
 - (2) タブレットPCを活用する際は、「持ち帰り学習サポートマニュアル」を熟読し、その取扱いについては慎重に行ってください。
 - (3) タブレットPCに不具合や故障等が見られましたら必ず学校にご連絡ください。